

# 吹田市生産緑地法施行条例の骨子案

## 1 生産緑地制度について

生産緑地地区とは、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、農地所有者の意向を尊重し、農地等利害関係人の同意を得て都市計画で決定しているものです。

生産緑地地区に指定されると、相当期間にわたって農地等として適正に管理・保全する義務が生じる一方、固定資産税が農地課税になる等、税制特例措置が受けられます。

## 2 条例制定の背景

近年、都市農地は都市の貴重な緑地空間としての重要性が高まっており、国は都市農地の位置付けを「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」に転換し、生産緑地法についても改正がなされました。

この法改正により、市町村はこれまで一団で500㎡以上の規模の区域とされていた面積要件を、条例により300㎡以上500㎡未満の範囲内において下限値を定めることが可能となりました。

## 3 条例制定の目的

500㎡未満の小規模な農地等において、都市農地としての多様な機能を果たすことが期待されることから、本市の生産緑地地区に定めることができる区域の規模を引き下げることによって、良好な都市環境の形成を図ります。

## 4 条例(案)の内容

本市の生産緑地地区に定めることができる区域の規模を300㎡以上とします。

## 5 条例施行予定日

令和2年7月1日(令和2年5月議会へ提案予定)